



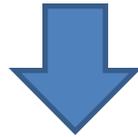
## 自由を生き抜く実践知

2020年度 公的研究費物品検収説明会  
「物品検収の必要性について」

研究開発センター

## なぜ物品検収が必要なのか①

科学研究費補助金や他の公的研究費の原資は？



**国民の貴重な税金が原資**



税金が適正に執行されているかの確認

## なぜ物品検収が必要なのか②

研究機関における不正使用事案（H31年度・令和元年度）

番号	研究機関名	不正が行われた年度	不正の種類別	不正に支出された研究費の額	不正に関与した研究者数 (実人数)	最終報告書提出日	最終報告書の概要 (調査結果、再発防止策、関係者の処分等) ※「研究機関が行った措置」については、進捗状況に応じて更新
201901	広島大学	平成26,29年度	謝金の架空請求(カラ謝金)	143,800円	1人	令和元年5月10日	<a href="#">広島大学における公的研究費の不正使用について(PDF149KB)</a>
201902	立教大学	平成27～30年度	カラ謝金、旅費の虚偽請求	906,810円	1人	令和元年6月28日	<a href="#">立教大学における公的研究費の不正使用について(PDF267KB)</a>
201903	大分大学	平成25～30年度	架空請求による目的外使用、故意による旅費の二重請求、カラ出張	1,021,670円	1人	令和元年7月11日	<a href="#">大分大学における公的研究費の不正使用について(PDF152KB)</a>
201904	広島大学、東京大学、人間文化研究機構	平成23～30年度	旅費の重複受給、旅費の虚偽請求	9,996,934円	1人	令和元年8月28日	<a href="#">広島大学、東京大学、人間文化研究機構における公的研究費の不正使用について(PDF192KB)</a>
201905	北海道大学	平成28年度	架空請求(カラ給与)	291,666円	1人	令和元年8月29日	<a href="#">北海道大学における公的研究費の不正使用について(PDF165KB)</a>
201906	熊本県立大学	平成29年度	架空請求(カラ給与)	25,830円	1人	令和元年10月30日	<a href="#">熊本県立大学における公的研究費の不正使用について(PDF87KB)</a>
201907	情報・システム研究機構	平成25～30年度	旅費の水増し請求、カラ出張、学会参加費の水増し請求、通信費の架空請求	1,324,120円	1人	令和元年12月9日	<a href="#">情報・システム研究機構における公的研究費の不正使用について(PDF108KB)</a>
201908	兵庫県立大学	平成30年度	目的外使用	330,261円	1人	令和2年3月9日	<a href="#">兵庫県立大学における公的研究費の不正使用について(PDF108KB)</a>
201909	京都大学	平成28～30年度	架空請求(カラ出張、カラ給与)、還流行為、補助金の目的外使用	788,820円	1人	令和2年1月30日	<a href="#">京都大学医学研究科における公的研究費の不正使用について(PDF107KB)</a>
201910	東海大学	平成27年～30年度	旅費の重複受給による公的研究費等の目的外使用	185,240円	1人	令和2年3月31日	<a href="#">東海大学における公的研究費の不正使用について(PDF86KB)</a>



## なぜ物品検収が必要なのか③

◆「科学研究費助成事業－科研費－科学研究費補助金の使用について各研究機関が行うべき事務等」より抜粋  
日本学術振興会による機関使用ルールでは・・・

### 【物品費の支出等】

3-10 補助事業に係る物品費の支出にあたっては、購入物品の発注、納品検収、管理について、原則として、以下により、研究機関が適切に行うこと（役務契約に係る支出にあたっては同様の取扱いとする。）。

- ①物品費の適正な執行を図るため、**検収センターの設置など、納品検収を確実に実施する事務処理体制を整備**すること。
- ②購入物品について、会計事務職員が納品検収を行うか、**適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、納品検収を行うこと。**また、データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など、特殊な役務に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。
- ③④・・・
- ⑤補助金の不適正な執行の疑いが生じた際、**適切な発注、納品検収、管理が行われていないことにより、その公正性が明らかでない場合は、研究機関が当該補助金に相当する額を日本学術振興会に返還すること。**

# 研究費不正使用事例

## 学内規程の案内

本学では研究費の使用に際し、以下の規程等を定めております。

- 法政大学経営倫理綱領
- 法政大学における公的研究補助金等の不正使用防止に関する基本方針
- 法政大学における公的研究補助金等の使用に関する行動規範
- 法政大学における公的研究費等の不正防止計画【第三次】
- 公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程
- 法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン
- 公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程

本学における研究費の不正防止対策等は、ホームページ上でご覧いただけます。

研究開発センターホームページ  
<http://kenkai.ws.hosei.ac.jp/index.html>  
研究開発センターホームページ内、「不正防止の取り組み」をご覧ください。

### 経費管理部局から

平成26年2月18日に文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の改正が行われました。改正後、研究者及び研究機関に対し不正防止に向けたより厳しい対応が求められております。公的研究費における不正使用が認定された場合、研究費の返還や応募制限のペナルティ等が科されます。また、本学の機関としての責任も問われることとなります。公的研究費の適正な使用に向けた取り組みへのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

## 代表的な不正事例

\*各事例は、文部科学省平成20年度～平成24年度における競争的資金の使用に関して調査命令及び応募制限措置を行った事例(平成25年3月31日現在)を参考としています。



### 架空の取引により大学に代金を支払わせ、それを取引業者等に管理させること

架空発注により消耗品等を購入したかのように装い、大学より支出させた補助金を業者に預け金として管理させた上で、必要に応じて大学に保管された納品伝票とは異なる研究用物品等の購入に充てていた。



### 意図して実態の伴わない出張旅費を大学に支払わせること

実態の伴わない旅費の請求あるいは、出張旅費の申請時に大学に申告した内容と異なる交通手段や出張日程を変更したにもかかわらず、その旨を報告をせず、大学に当初の申請額(全額)の支払を行わせることによって過大に旅費の支給を受けていた。

業者に虚偽の請求書等を作成させて、家族の旅費を請求していた。

海外滞航に係る旅費について、研究出張とは見なせない用務が含まれていた。



### 意図して実態の伴わない作業謝金を大学に支払わせること

欠勤していた特任研究員等の謝金を請求していた。

研究協力者である学生に虚偽の出勤簿を作成させ、大学に謝金の架空請求を行わせ、当該架空請求に係る謝金を回収し、これを当該学生の学会参加に係る旅費等に充てていた。



### 目的外使用、転売

研究目的で購入した消耗品を研究目的以外の用途に使用するとともに、購入した消耗品の一部を不正転売するなどし、私的に流用していた。

### 立て替え払いによる不正

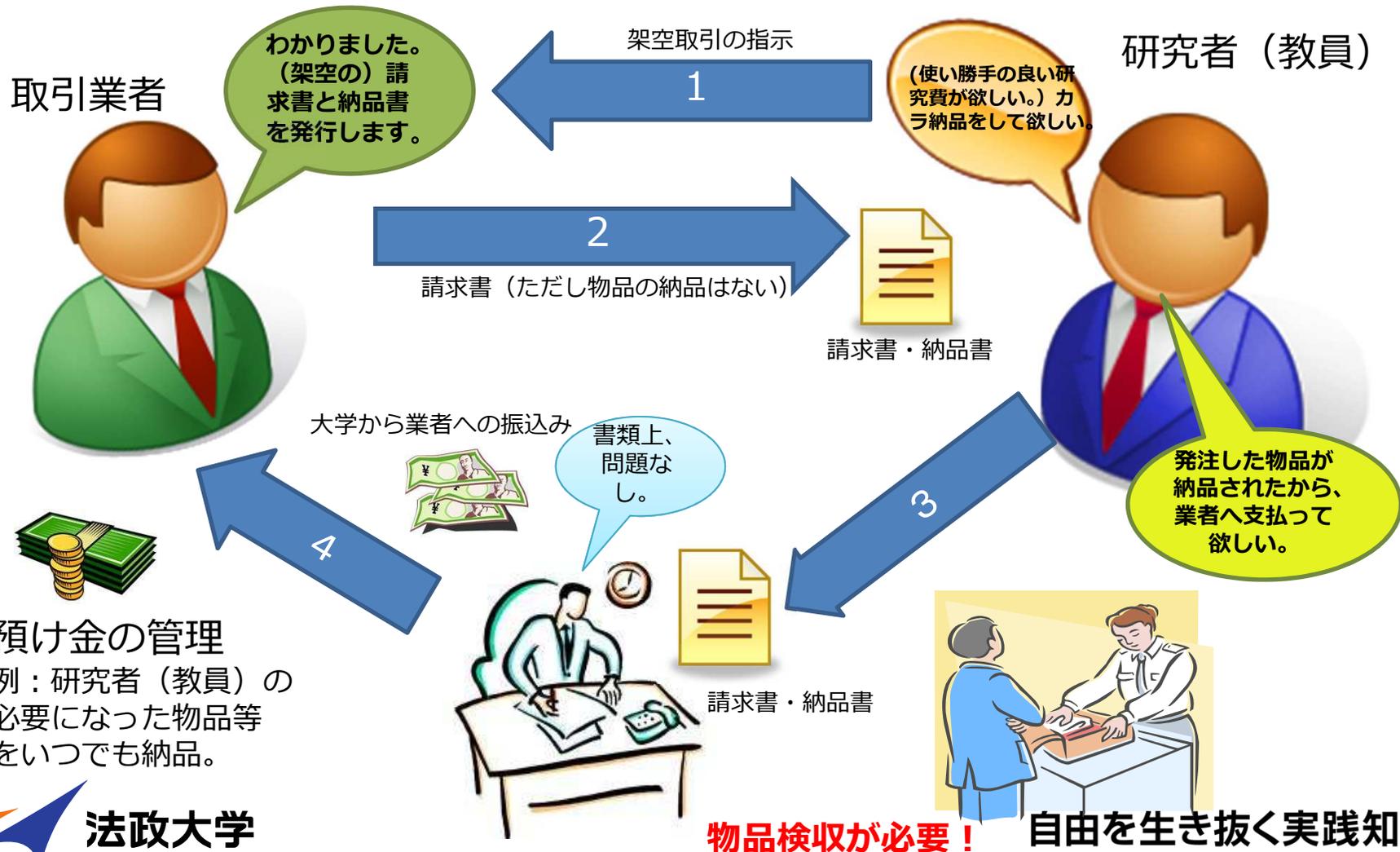
立て替え払いを行う際、領収書の使いまわしや購入実態のない領収書をねつ造し、大学に対して図書を購入した虚偽の報告を行い、補助金を支出させ、プール金としていた。



## 不正使用に対するペナルティ

- 科学研究費助成事業(科研費)の場合  
研究費の返還(全額または一部、不正使用分+加算金) / 一定期間、応募資格の停止 / 他の競争的資金への応募資格の停止 / 氏名を含む不正な使用の概要の原則公表 \*刑事罰の対象となる可能性があります。
- 他の競争的資金における不正使用に関しても同様の措置を受けることがあります。

# 預け金のイメージ



## 本学の物品検収体制

◆検収センター、学部事務・資料室、学科事務室、研究科事務室、研究所、研究開発センターを物品検収窓口を設定。

◆検収センター、学部事務・資料室、学科事務室、研究科事務室、研究所、研究開発センターの職員の方々を物品検収担当者に任命させていただき、物品納品検収の業務にご協力いただいております。

◆昨今の研究費不正経理問題を考慮し、本学では2013年度より全品検収の実施を行っています。

# 研究費の不正防止に関する学内規程等

- ◆法政大学経営倫理綱領
- ◆法政大学における公的研究補助金等の不正使用防止に関する基本方針
- ◆法政大学における公的研究補助金等の使用に関する行動規範
- ◆法政大学における公的研究費等の不正防止計画（第三次）
- ◆公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程
- ◆法政大学公的研究補助金等に関する不正防止ガイドライン
- ◆公的研究補助金等に係る不正に関する通報制度運用規程

# 不正防止に係る取り組み

The screenshot shows the website of Hosei University. The header includes navigation links for '法政大学で学びたい方へ', '在学学生・保護者の方へ', '規程', '卒業生の方へ', '企業・研究者・地域・一般の方へ', and 'ご寄付・ご支援をお考えの方へ'. The main content area is titled '法政大学における公的研究費に係る不正防止対策等の公表について'. Below the title, there is a paragraph explaining the university's commitment to preventing the misuse of public research fees based on the 'Guidelines for the Management and Supervision of Public Research Fees (Implementation Standards)' (平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定). The '管理・運営体制' (Management and Operation System) section lists the following responsibilities:

- 最高管理責任者：総長
- 統括管理責任者：学術支援本部担当常務理事
- コンプライアンス推進責任者：学術支援本部担当常務理事

Below this, there are two PDF links:

- 法政大学における公的研究補助金等の管理・運営体制 (96KB)
- 法政大学における公的研究補助金等の不正使用防止に関する基本方針 (98KB)
- 法政大学における公的研究補助金等の使用に関する行動規範 (92KB)



法政大学

URL

<https://www.hosei.ac.jp/kenkyu/huseibousi/>

自由を生き抜く実践知

# コンプライアンス研修受講のお願い

物品検収に関わる職員の皆様には「公的研究補助金等の適切な運営・管理のためのコンプライアンス研修及び誓約書に関する規程（規定第1191号）」に基づき、公的研究補助金等の適切な運営・管理のための不正防止対策の一環として実施する公認会計士によるコンプライアンス研修を受講いただき、理解度アンケートと誓約書の提出をお願いしています。

## 【2020年度開催について】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、今年度は動画視聴による受講となります。

第1回目・・・7月 第2回目・・・11月 HPに掲載予定



2020年度も、  
引き続き公的  
研究費の物品  
検収にご協力  
をお願いいたし  
ます！